



NEWSLETTER

2025. 07

季刊情報誌

泛華偉業知識產權



表紙 | 泛華偉業オフィスビルの内観

目次



泛華偉業知識産権は、北京泛華偉業知識産権代理有限公司と北京泛諾偉法律事務所からなり、専利申請、商標申請、作品とコンピュータソフトウェアの著作権登録、不正競争防止、営業秘密保護、知的財産権の税関保護、ドメイン名登録と紛争解決、知的財産権の許可と譲渡、行政による知的財産権侵害の差止め、知的財産権に関する行政・民事訴訟、知的財産権に関する法的コンサルティングと関連管理など、多岐にわたる知的財産権サービスを提供しております。

03 業界観察

- 2025年10月1日以降、中国で特許出願書類はXML形式での提出が必要
- 2024年中国知的財産権関連データ
- 中国における知的財産権侵害刑事事件の処理に関する司法解釈の制定
- 「中華人民共和国植物新品種保護条例」、2025年6月1日より施行
- 国家知識産権局、「専利審査指南改正草案」に関する意見公募を実施

11 サービスソリューション

- 最新の事例から見る中国の特許復審および無効審判手続きにおける信義誠実の原則の適用

18 典型案例紹介

- 中国国家知識産権局、2024年度の商標異議・審判典型事例を発表(上)

20 実務動向

- 商標審査の新たな規則について

22 当社ニュース

- 春の古き趣を探り、花と緑を楽しむーPanawell春の社員旅行レポート
- 米国知的財産法協会の2025年春季大会及び国際商標協会(INTA) 2025年年次総会に参加

2025年10月1日以降、中国で特許出願書類はXML形式での提出が必要

中国国家知識産権局は2025年5月20日、「拡張可能マークアップ言語（XML）形式による特許出願の電子書類の提出のさらなる普及に関する通達」を発表し、「出願日が2025年10月1日（当日含む）以降の特許出願について、優先審査、快速審査、特許審査ハイウェイ（PPH）、遅延審査や集中審査を請求する場合は、XML形式で電子出願書類を提出する必要がある」と規定し、さらに2026年より、同局の電子提出システム（「専利業務処理システム」）は段階的にXML形式で提出された特許出願電子書類のみ受付可能となる旨の公告を発表した。

特許審査の情報化水準を向上させ、特許出願および審査の効率化を図るため、同局は2024年よりXML形式の特許出願書類の使用を大いに普及させており、XMLでの提出率が大幅に向上している。また、出願人および代理機関が特許出願書類を作成しやすいように、同局は「専利業務処理システム」のウェブサイト<http://cponline.cnipa.gov.cn>にてWORDからXMLへのファイル変換ツールを提供している。

出典：中国国家知識産権局

2024年中国知的財産権関連データ

2025年は中国「専利法」施行40周年にあたり、2025年4月26日「世界知的財産の日」前後において、関係部門が発表した一

連の2024年中国知的財産権関連データは、中国における知的財産権保護の発展と力強さを示している。

2025年4月に国家知識産権局は「2024年中国知的財産権保護状況」白書を発表し、4月21日に最高人民法院は「中国法院知的財産権司法保護状況（2024年）」を発表し、4月23日に海関総署は「2024年中国税関知的財産権保護状況」を発表した。4月24日、國務院新聞弁公室は記者会見を開催し、2024年中国「知的財産強国建設」に関する状況および「中国権利侵害品・模倣品対策業務年次報告（2024）」について紹介した。4月25日、最高人民検察院は初めて社会に向けて「知的財産権検察業務白書」を発表した。

1. 知的財産権審査の関連データ

2024年通年で発明特許を104.5万件付与し、有効な発明特許保有数は568.9万件に達した。商標登録を478.1万件承認し、有効な商標登録数は4977.7万件であった。そのうち、外国出願人の中国国内における有効な発明特許保有数は93.26万件、有効な商標登録数は215.62万件であった。著作権の登録数は前年比19%増の1063.1万件、コンピュータソフトウェア著作権の登録数は前年比13%増の282.7万件となった。地理的表示製品を36件認定し、累計認定数は2544件に達した。地理的表示を地域団体商標または証明商標として登録した案件を125件承認した。農業植物新品種権の出願を1.5万件近く受理し、5797件の権利を付与した。林業・植物新品種権の出願を1338件受理し、878件の権利を付与した。

「特許協力条約」に基づく国際特許出願件数、ハーグ協定に基づく意匠出願件数は世界1位を維持し、マドリッド制度に基づく国際商標登録出願件数は世界3位を維持している。世界知的所有権機関が発表した「2024年版グローバル・イノベーション・インデックス」において、中国の順位は11位に上昇し、世界トップ100の科学技術クラスターを26か所有し、2年連続で世界1位となった。

2024年、全国の税関部門は知的財産権の税関保護申請を29541件受理し、年間受理件数が初めて3万件に迫り、そのうち、審査通過数は21614件あった。知的財産権の税関保護において、権利者による包括的担保申請の受理件数は前年比12.8%増の141件となった。

2. 知的財産権保護の関連データ

2024年、全国の裁判所は第一審、第二審、再審請求など各種知的財産事件を約52.9万件新規受理し、約54.4万件（既存分を含む。以下同じ）結審した。そのうち、全国の裁判所は知的財産権に関する民事第一審事件を約45万件新規受理し、45.7万件結審した。知的財産権に関する民事第二審事件を3万件新規受理し、3.2万件結審した。年間を通じて、情状が重大な悪意のある権利侵害行為に対し、懲罰的損害賠償が適用されたケースは前年比44.2%増の460件となった。年間を通じて、独占禁止法違反事件を31件認定し、不正競争事件を約1.4万件結審した。

全国の裁判所は知的財産権に関する行政第一審事件を2万件新規受理し、2.8万件結審した。知的財産権に関する行政第二審事

件を約1.2万件新規受理し、10874万件結審した。そのうち、原判決維持9420件、原判決変更1091件、差し戻し2件、起訴取り下げ207件、調停成立4件、その他150件を含む。

全国の裁判所は知的財産権に関する刑事第一審事件を9120件新規受理し、9003万件結審した。知的財産権に関する刑事第二審事件を1112件新規受理し、1068件結審した。いずれも前年より増加した。

2024年、各級検察機関は知的財産権の侵害犯罪に関わる逮捕審査を7646件/13486人受理し、起訴審査を13767件受理し、逮捕を4691件許可し、起訴を9452件処理し、逮捕不許可率、不起訴率はそれぞれ44%、21.7%であった。そのうち、登録商標模倣罪に基づく逮捕許可1796件（起訴3520件）、登録商標偽造品販売罪に基づく逮捕許可1959件（起訴3841件）、不正商標表示製造・販売罪に基づく逮捕許可279件（起訴574件）、著作権侵害罪に基づく逮捕許可336件（起訴860件）、侵害複製品販売罪に基づく逮捕許可45件（起訴94件）、営業秘密侵害罪に基づく逮捕許可72件（起訴91件）、特許偽造罪に基づく起訴1件を含む。

全国の検察機関は知的財産権に関する民事検察事件1764件、行政検察事件1559件、公益訴訟事件896件を処理した。知的財産権に関する犯罪事件において、権利者が付帯民事訴訟を提起した件数は前年比70.6%増の1085件となった。

2024年、全国の公安機関は知的財産権の侵害および模倣品・粗悪品の製造・販売に関する犯罪を取り締まり、関連する刑事

事件を3.7万件立件・捜査した。

2024年、全国の税関は知的財産権保護措置を5.32万回実施し、権利侵害被疑貨物を4.16万ロット/8160.5万点差し押さえ、計58の国・地域の権利者が税関保護により自身の権利を保護した。輸出において権利侵害被疑貨物を4.12万ロット/8033.37万点、輸入においては345ロット/130.15万点差し押さえ、輸出は依然として全国の税関の保護対象となる重点領域である。2024年、越境ECルートでは権利侵害被疑貨物を2.53万ロット/2027.38万点差し押さえ、差し押えが最も多いルートとなった。

2024年、知的財産権管理部門は特許侵害紛争に関する行政事件を7.2万件処理し、調停機関による知的財産権紛争の調停事件の受理を14万件近く指導し、医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決事件を68件受理し、43件結審した。

2024年、全国の各級市場監督・管理部門は特許関連違法事件を2074件（被害総額666万人民币元）、商標関連違法事件4.04万件（被害総額11.1億人民币元）を取り締まり、犯罪被疑事件1220件を司法機関に移送した。権利侵害品・模倣品、海賊版出版物などの200種類以上（重量3300トン、3.3億人民币元相当）の製品を廃棄した。

2024年、国家版權局は権利侵害被疑ウェブサイト3384サイトを監視し、権利侵害テキストリンク11.4万件を削除した。全国の著作権法執行部門は延べ128.24万人の法執行官を動員し、実店舗を対象に68.38万回の検査を実施し、実店舗の海賊版事件を3219件調査・処理した。

2024年、全国の仲裁機関による知的財産権紛争事件の受理件数は前年比18%増の6226件、標的金額は前年比135%増の115億人民币元となった。

3. 知的財産権運用の関連データ

著作権質権登録件数は前年比5%増の432件、関連する契約件数は前年比25%減の287件、関連する担保金額は前年比58%減の41億人民币元となった。

特許開放許諾件数は1.5万件を超えた。特許権の譲渡・使用許諾の届け出件数は前年比30%増の61.3万件となった。企業の有効な発明特許の産業化率は53.3%に達した。地理的表示製品の直接年間生産額は9600億人民币元を超えた。知的財産権使用料の年間輸出入額は前年比6%増の3987.1億人民币元となった。

総括して、2024年に、中国は知的財産権の保護を全面的に強化し、各級機関は引き続き各種類の事業体への平等な扱いと法的保護を徹底した。なお、知的財産権保護業務の制度設計をさらに強化し、司法保護と行政保護の水準を継続的に向上させ、海外向けの知的財産権保護メカニズムを持続的に最適化し、国際的知的財産権の多国間体制を着実に維持し、世界の知的財産ガバナンス体系がより公正かつ合理的な方向へ発展するよう推進した。

出典：中国国家知識産権局、最高人民法院、海関総署、國務院新聞弁公室、最高人民檢察院

中国における知的財産権侵

害刑事事件の処理に関する 司法解釈の制定

2025年4月24日、最高人民法院および最高人民検察院は「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用に関する若干問題の解釈」（以下「本解釈」という）を共同で発表し、2025年4月26日より施行した。本解釈は全31条から構成され、以下の5部分に分けられている。

1. 商標犯罪に関する規定

本解釈は、実務上争点となっていた「同一商品・サービス」「同一商標」「登録商標標識」などの認定基準をさらに明確にした。例えば、本解釈の第7条は、商標権侵害犯罪における「2種類以上の登録商標」および登録商標標識「点」の概念と認定方法を特に規定している。「2種類以上の登録商標」の認定については、商品・サービスの由来を識別する機能の視点から、関連商標の由来が異なる商品を指向するか否かを審査する必要がある、単に異なる商標登録番号の商標数量で認定してはならない。登録商標標識「点」の認定については、通常、完全な商標図案を表示した1つの標識を指す。一つの有形媒体に複数の標識図案を印刷し、当該図案が媒体から単独で使用できない場合、1点の標識と認定する。

本解釈は、既存の司法解釈を吸収・統合した上で、サービス登録商標の偽造などの商標犯罪に対する立件基準を規定している。

2. 特許偽造罪に関する規定

本解釈は、「他人の特許を偽造する」ケースを細分化し、他人の特許証、特許書類や特許出願書類を偽造・改変する行為、許諾なしに製造・販売する製品や製品包装に他

人の特許番号を表示する行為、および許諾なしに契約書、製品の取扱説明書や広告などの宣伝資料において他人の特許番号を使用する行為などはすべて「他人の特許を偽造する」ことに該当すると規定している。

また、本解釈は特許偽造罪の立件基準を規定し、実情に応じて立件基準を適切に引き下げている。

3. 著作権犯罪に関する規定

本解釈は、争点となっていた「著作権者の許諾なし」、「複製発行」などの認定基準をさらに明確にした。例えば、「著作権者の許諾なし」に加え、「音声・映像制作者の許諾なし」、「出演者の許諾なし」を追加規定した。また、「情報ネットワークを通じた公衆への伝達」の概念を解釈し、「複製発行」と明確に区別するとともに、著作権法上の放送権とも区別した。さらに、「複製発行」とは、単独の発行行為ではなく、複製と発行を併せ行う行為、または発行を目的とした複製行為を指すことを明確にした。

本解釈は、既存の司法解釈を統合した上で、著作権犯罪に対する立件基準を規定している。

4. 営業秘密犯罪に関する規定

本解釈は「窃盗」、「電子的侵入」などの不正手段の認定基準をさらに明確にし、営業秘密侵害における「情状が重大」な具体的規則を規定し、損害額、違法所得額などの認定基準を明確にした。例えば、本解釈の第17条は、「情状が重大」とする立件基準として、損害額または違法所得額が「30万元以上」に達した場合、2年以内に営業秘密侵害で刑事処罰または行政処分を受けた後に再び実施した場合、犯罪成立基準額を「10

万元以上」に引き下げることが規定している。

5. 知的財産権犯罪の共通事項に関する規定

本解釈は、知的財産権侵害の共同犯罪、情状悪化・軽減、罰金、法人犯罪、没収・廃棄などの適用基準および違法経営額、違法所得額、販売金額などの具体的な認定基準をさらに規定している。

本解釈は「刑法修正案（十一）」に基づき制定され、知的財産権侵害罪に関する新たな体系的解釈であり、過去の3つの関連する司法解釈の規定を吸収・統合し、その3つの司法解釈を廃止することにより、司法実務の展開を円滑にし、刑事事件の処理を効果的に規範化し、法律適用基準の統一性を確保し、革新と創造を促進する健全な法治環境を整備することを目的としている。

出典：最高人民法院新聞局

「中華人民共和国植物新品种保護条例」、2025年6月1日より施行

2025年4月29日、李強國務院総理は第807号國務院令に署名し、改正された「中華人民共和国植物新品种保護条例」（以下「本条例」という）を公布した。本条例は2025年6月1日より施行され、全文は8章49条で構成され、主な改正内容は以下の通りである。

1. 保護水準の向上

品種権保護の強化および育種イノベーションの奨励を図るために、本条例は以下の4つの側面から関連制度を整備した。

第一に、品種権の権利内容を細分化・拡

充し、保護範囲を認可品種の繁殖素材から収穫素材に拡大し、保護対象の工程を「生産・繁殖・販売」から「繁殖を目的とした処理・販売の申出、輸入、輸出、保管」に拡張し、品種権の効力を認可品種の実質的派生品種、認可品種と比べて明確な差異を有しない品種、商業目的で認可品種を反復利用して生産・繁殖した別品種にまで及ぼした。

第二に、実質的派生品種制度の実施について手配し、中国が段階的に実質的派生品種制度を実施することを明確にし、國務院の農業農村・林業草原主管部門がリスト形式で具体的な実施範囲を決定し、國務院の承認を経て公布・施行することを規定した。

第三に、権利帰属に関する合意優先の原則を明確にし、所属機関の物的技術的条件を利用して完成した育種について、機関と育種完成者との間で品種権の出願権について合意した場合はその合意に従うことを規定した。

第四に、品種権の保護期間を延長し、木本・つる性植物の保護期間を20年から25年に、その他の植物を15年から20年に延長した。

2. 品種権付与条件の厳格化

品種権出願の規範化および権利品質の向上を図るために、本条例は以下の3つの側面から関連制度を整備した。

第一に、法律に違反し、社会公共利益や生態環境に危害を及ぼす植物新品种に対し、品種権を付与しないことを規定した。

第二に、販売・宣伝行為による新規性喪失に加え、省級人民政府の農業農村・林業草原主管部門が播種面積に基づき事実上の

拡散を確認した場合、および農作物品種が審定または登録後2年以上経過しても植物新品種権を申請しなかった場合、新規性喪失とみなすことを明確にした。

第三に、認可品種の名称管理を強化し、品種命名に使用してはならない事由を追加するとともに、認可品種の名称が命名規定に適合しない場合は名称変更を命じ、従わなかった場合は品種権無効宣告を行うことを明確にした。

3. 品種権出願、審査手続きの整備

品種権付与の効率化および出願人の利便性向上を図るために、本条例は以下の3つの側面から出願・審査手続きを整備した。

第一に、予備審査期間を従来の6か月から3か月に短縮し、事案が複雑な場合は3か月延長可能とした。

第二に、権利回復制度を新たに追加し、不可抗力やその他の正当な理由により、本条例が定める期限または国务院の農業農村・林業草原主管部門が指定した期限を過ぎ、権利を喪失した出願人は、主管部門に理由を説明して権利回復を請求できることを規定した。

第三に、中国本土以外における品種権出願の管理を強化し、中国本土以外における品種権出願の登録管轄部門を省級人民政府の農業農村・林業草原主管部門から国务院の農業農村・林業草原主管部門に調整し、また、繁殖素材を海外に提供する場合、遺伝資源の海外への提供に関する「種子法」の規定を遵守することを要求した。

中国は1985年に「工業所有権の保護に関するパリ条約」に加盟した時、植物新品種を

保護する制度を整備していなかったが1994年に「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」に署名し、同制度の構築を約束した。1997年3月20日、「中華人民共和国植物新品種保護条例」が正式に公布され、1997年10月1日より施行されて以来、2013年1月31日と2014年7月29日に第一次・第二次改正を経て、今回は本条例の第三次改正となる。

出典：中国政府網

国家知識産権局、「專利審査指南改正草案」に関する意見公募を実施

国家知識産権局は2025年4月30日、「『專利審査指南改正草案（意見募集稿）』に関する意見公募通知」を発表し、「專利審査指南」における予備審査、実体審査、中国国内段階に移行した国際出願の審査、復審と無効審判請求審査、特許出願と事務処理の計5部分、14章の内容改正を提案した。

1. 予備審査部分の改正において、特許代理機関が提出する特許出願書類の「発明者の身元情報」、「出願人の身元情報」、「連絡先情報」の真実性と有効性に対する責任を明らかにし、さらに発明者の身元情報の記載要件を追加した。現行の出願書類では、第一発明者の身元情報のみ記載することを求めているが、今回の「指南」改正草案で「請求書には、すべての発明者の身元情報を記載しなければならない」と明確にした。

2. 実体審査部分の改正点が多く、以下の内容が含まれる。

① 植物品種の保護対象：「植物」の定義を削除し、「植物品種」の定義を追加し、「中華人民共和国種子法」における植物品種の要件と整合させ、これにより、植物新品種権による保護が得られない育種材料には特許権の付与が可能となった。

② 同一発明創造の処理：同一発明創造の判断基準を「出願人が出願書類に記載した声明を根拠とする」と明確にした。また、同日出願の処理方法を改正し、出願人が発明特許権を取得するためには、「すでに取得した実用新案特許権を放棄する」ことが必須要件となり、単に発明出願の保護範囲を修正するだけでは特許権を取得できない。

③ 創造性の審査：技術的課題の解決に寄与しない特徴は通常、特許請求対象の発明に創造性をもたらしたり、当該発明の創造性に役立たないと明確にした。また、創造性評価においては、請求項によって限定される技術的解決手段を全体として考慮した上で、当該技術分野の技術者の立場から発明の本質を正確に把握し、特許請求の発明が先行技術に対する真の貢献と整合しなければならないと強調した。

④ 人工知能分野の審査：出願書類に記載されるデータ収集、タグ管理、ルール設定、推薦意思決定などの内容が法律や公序良俗に反しないか、公共の利益を害しないか、公平性・正義に反しないか、差別や偏見が存在しないかの審査など、出願書類の内容に対する審査要件を追加し、典型事例に基づき創造性審査基準を明確にし、明細書の

完全開示に関する記載要件と記載例を追加した。

⑤ ビットストリームを含む発明の特許出願の審査に関する章節の新規追加：ストリーミングメディア、通信システム、コンピュータシステムなどの応用分野で、さまざまな種類のデータは通常、ビットストリームの形式で生成、保存、伝送される。新たに追加されたこの章節の目的は、ビットストリームを含む発明の特許出願の保護対象の審査、明細書および特許請求の範囲の記載について具体的な規定を設けることである。

3. 中国国内段階に移行した国際出願の審査の部分においては、配列表を伴う出願の追加料金算定ルールをさらに明確にし、以下の改正点が含まれる。第一に、「所定の様式に従ってコンピュータ読み取り可能な形式で提出された配列表については、ページ数をカウントしない」ことを規定し、第二に、400ページを超える配列表の料金算定ルールを削除した。一方、紙媒体で提出される通常の中国国内出願については、従来通り紙媒体の配列表のページ数に基づき追加料金を算定する。

4. 復審と無効審判請求審査部分の改正において、無効審判請求人の資格審査の要件を追加し、無効審判請求の提出が請求人の真意に基づかない場合は受理しないことを規定した。また、「一事不再理」の原則を明確にし、例えば、無効審判の理由や証拠を形式的にわずかに調整・変更したに過ぎず、法的・事実上実質的に同一である場合は依然として同原則の適用対象となることを規定した。さらに、無効審判手続きにおける特許

請求の範囲の修正文書の提出形式に関する要件および関連手続きを新たに追加した。

5. 特許出願と事務処理部分の改正において、特許権の存続期間の補償に関する規定を大幅に改正した。復審手続きにおいて、特許出願書類を修正しなかった場合でも、復審請求人が陳述した新たな理由または提出した新たな証拠に基づき拒絶査定が取り消された場合は「合理的な遅延」に該当し、存続期間補償の対象外となることを明確にした。ただし、復審請求人が復審段階で審査が法定手続きに違反していると主張して拒絶査定の取り消しを求め、合議体が法定手続き違反のみを理由に拒絶査定を取り消した場合は、この「合理的な遅延」には該当しない。

国家知識産権局は通知において、「專利審査指南改正草案（意見募集稿）」の改正対照表および改正説明を公表し、社会各界からの意見を募集している。関係機関や各分野の人々は2025年6月15日までに、修正・改善に関する具体的な意見を電子メールでzhinan@cnipa.gov.cnに送信することができる。

出典：中国国家知識産権局

最新の事例から見る中国の特許復審および無効審判手続きにおける信義誠実の原則の適用

パートナー 弁護士・弁理士 郭広迅

信義誠実の原則は民法の基本原則の一つであり、「帝王条項」と称されるほどその重要性は言うまでもない。同原則は、「専利法」第4次改正時に初めて「専利法」に導入された。近年、特許出願の実体審査過程において同原則が度々引用されているものの、特許復審および無効審判での適用は比較的少ない状況が続いている。本稿では、最新の事例を踏まえて、中国の特許復審および無効審判手続きにおける信義誠実の原則の具体的な適用状況を分析する。

1. 法的根拠

民法典」第7条は、信義誠実の原則を明確に規定しており、民事法律行為の全過程を貫く同原則は、知的財産権分野においても同様に適用される。「専利法」第20条は、「特許出願および特許権行使は、信義誠実の原則に従って行わなければならない」と規定している。2024年1月20日より施行された「専利法実施細則」第11条は、「特許出願は、信義誠実の原則に従って行わなければならない。あらゆる種類の特許出願は、実際の発明・創作活動に基づいて行わなければならない」と規定している。また、同実施細則は、信義誠実の原則の違反を特許出願の却下および特許権無効宣告の請求の理由の一つとして明記しており、これは、特許復審および無効審判手続きにおける同原則の適用に明確な法的根拠を提供している。

2. 具体的な事例

事例1：特許復審手続きにおける信義誠実の原則の適用

事件概要

2025年2月25日、国家知識産権局専利復審および無効審理部は、第1878153号復審請求の審決を公表し、復審請求人の行為が信義誠実の原則に違反したとして、その復審請求を却下した。

本件は、出願番号202211011233.2、発明名称「チニブ系低分子化合物およびその製造方法」の発明特許出願（以下「本出願」）に関する事件である。出願人は天津〇〇科技有限公司である。

実体審査手続き

本出願は、チニブ系低分子化合物およびその製造方法の保護を求めるものである。同発明の目的は、チニブ系化合物の毒性および副作用問題を解決することである。技術的解決手段として、イマチニブを参照化合物とし、構造中に天然アミノ酸-L-アルギニンと4-メチルピペリジン-1-ベンゼンスルホニルを導入することにより、新規チニブ系医薬品を創製し、その水溶性の向上と耐性の増強を実現したと主張している。

審査官は、第一次審査意見通知書において、本出願の明細書が本発明を明確かつ完全に記載しておらず、「専利法」第26条第3項の規定を満たしていないと指摘した。その理由として、本出願の明細書には、当該化合物の製造方法のみが記載されており、同化合物の特性評価データや、その薬理作用に関する定性的または定量的な実験データが記載されておらず、さらに先行技術において

も当該化合物の用途が開示されていないため、当業者は、明細書の内容に基づいて、本出願の化合物が出願人の主張する用途および/または効果を有することを確信できないと結論付けた。

これに対し出願人は、第一次審査意見通知書への応答において、本出願の化合物が腫瘍細胞増殖に対する抑制作用を有することを証明するために、追加の実験データを提出した。しかし審査官は、出願人が意見陳述書において補足して提出した実験方法および結果がいずれも元の特許請求の範囲および明細書に記載がなく、元の出願書類に記載された技術的效果に該当せず、また、明細書に記載された内容から暗黙的に知り得たり、推論することが不可能であると判断し、本出願で保護を求める技術的解決手段の開示の十分性を裏付ける根拠として認めなかった。以上を理由に本出願は拒絶された。

復審手続き

復審請求の提出にあたり、出願人は特許請求の範囲を修正した。具体的には、化合物に関する元の独立請求項1を削除し、製造方法に関する元の請求項2を新たな独立請求項1とするとともに、新たな独立請求項1に対してさらなる限定を追加した。

復審手続きの過程で、合議体は、化合物発明について、明細書に化合物の確認、製造方法、用途および/または使用効果を完全に開示すべきであること、また、当業者が先行技術に基づいて、当該化合物が記載された用途または使用効果を達成できると予測できない場合、明細書にはさらに、当業者が、化合物が記載された用途を実現し得る

こと、または期待される効果を達成し得ることを証明するに足る定性的または定量的な実験データを記載すべきであることを指摘した。

本件出願に関して、元の明細書は化合物の確認データを提供しておらず、記載された効果を証明するための具体的な実験もなく、さらに、本出願の化合物と先行技術の化合物との間に明らかな構造上の差異が存在するため、当該化合物がどのような用途または効果を有するかを予測することは不可能である。化合物の製造方法の十分な開示は、本出願の化合物が主張された効果を有し、その技術的課題を解決できることを確認するために必要であり、すなわち、化合物の十分な開示の必須条件となる。したがって、本出願の化合物およびその製造方法はともに開示が不十分であり、専利法第26条第3項の規定に適合しない。また、技術的解決手段の開示不十分の欠陥は、元の出願書類に存在する固有の欠陥であり、出願日以降に実験データを補足することによって克服することはできない。

復審請求人が第一次審査意見通知書への応答時に提出した補足実験データに関して、合議体は、「専利審査指南」第2部分第10章の規定に基づき、「補足実験データが証明する技術的效果は、当業者が特許出願において開示された内容から得られるものでなければならない」とし、本出願の明細書は、技術的效果を断定的に記載したに過ぎず、定性的または定量的な実験データ、もしくはその他の客観的根拠による裏付けが欠如しており、当業者が出願時点において主張された技術的效果の客観的存在を合理的に確認す

ることは困難であり、この技術的効果は、出願日以降に実験データを補足することによって証明することはできないと判断した。したがって、関連する補足実験データを採用することはできないとした。

ここまでに至り、合議体は却下を維持する復審決定を直接下すことが可能であったが、本件について更なる審理を行った。

合議体はさらに、本出願が「専利法実施細則」第11条（信義誠実の原則に関する規定）に違反するか否かを判断するため、客観的に特許出願人に虚偽の事実があったか否か、主観的に特許出願人に虚偽の故意があったか否か、という2つの構成要件に基づく分析が必要であることを指摘した。後者の構成要件については、本件の客観的事実に基づき判断する必要がある。

本件において、復審請求人は復審請求の際に、ヒトを対象とした医薬品の研究、すなわち薬物臨床試験データを提出した。「中華人民共和国薬品管理法」第19条は、「薬物臨床試験を実施する場合、国务院薬品監督管理部門の規定に従い、研究開発・製造方法、品質基準、薬理・毒性試験結果などの関連データ、資料およびサンプルを虚偽なく提出し、国务院薬品監督管理部門の承認を得なければならない」と規定している。また、「薬品登録管理弁法（2020）」も、薬物臨床試験は薬品審評センターによる審査および評価を経た上で実施され、試験開始前に「薬物臨床試験登録・情報公開プラットフォーム」に試験計画などの情報を登録し、公開しなければならないと規定している。

調査の結果、薬物臨床試験登録・情報公開プラットフォームには、復審請求人が記載し

た薬物臨床試験の情報は存在しないことが確認された。復審請求人が記載した薬物臨床試験の合法性と信憑性には疑念が残り、また、復審請求人はこの疑念を払うための証拠を提出できなかった。新規化合物の薬物臨床試験を実施するには、国家薬品監督管理局の承認を得た上で、医療機関の協力を得て実施しなければならない。関連する承認がない場合、医療機関が当該化合物を患者に使用することは不可能である。これは人間の生命と健康を守るという最も基本的な倫理に基づくものである。合議体は復審請求人に対し、提出された臨床試験データが真実の発明に由来することを証明するための証拠を提出するよう明確に求めたが、復審請求人は立証義務を怠った。この状況下において、合議体は、復審請求人が提出した薬物臨床試験データに虚偽作成の容疑が存在し、審査請求人の上記行為に主観的な故意が認められ、信義誠実の原則に違反し、「専利法実施細則」第11条の規定に適合しないと疑うに合理的な理由があると認めた。

よって、合議体は復審請求人の復審請求を却下した。

事例2：特許無効審判手続きにおける信義誠実の原則の適用

事件概要

2025年3月7日、国家知識産権局専利復審および無効審理部は、第583749号無効審判請求の審決を公表し、信義誠実の原則に違反したとして、特許権の全部無効を宣告した。

本件は、2019年3月5日に付与・公告された、出願番号201821114751.6、発明名称「全自動軟質材料裁断設備用の上下裁断装置」の実用新案権（以下「本特許」）に関する事

件である。本特許の出願日は2018年7月14日である。特許権者は無錫〇〇機械科技有限公司である。2024年1月22日、〇〇系統（上海）有限公司（以下「請求人」）は、本特許に対して無効審判請求を提起した。

無効審判手続き

本特許は、軟質材料用自動裁断設備の保護を求めるものである。請求人は、本特許の特許請求の範囲が請求人のすでに公開販売されている先行技術を剽窃した状況が存在し、「専利法実施細則」第11条の規定に適合せず、また、本特許請求の範囲が「専利法」第22条第2項の規定に適合しないと主張し、関連する証拠を提出した。

「専利法実施細則」第11条について

合議体は、本件における特許出願行為が先行技術の剽窃に該当するか否かを認定するにあたり、第一に、本特許の発明創造の内容が先行技術と同一または高度に類似しているか否か、第二に、特許権者が特許出願時に先行技術であることを認識していたにもかかわらず、特許出願を行った主観的な故意があったか否か、という2つの点から具体的に判断する必要があると指摘した。

合議体は審理の結果、以下のように判断を下した。

まず、請求人が提出した保全の証拠、売買契約書の証拠および銀行取引履歴の証拠が完全な証拠チェーンを形成しており、保全対象の特定型番の裁断設備が本特許出願日前にすでに公開販売されていたことを証明できかつ当該証拠に示される技術的解決手段が本特許の出願日前より「公衆が知ろうと思えば知り得る状態」にあり、証拠に示される構造は、本特許の先行技術とみなすことができ

る。

次に、本特許請求の範囲によって保護が求められた技術的解決手段は、すべて先行技術によって開示されているため、本特許の発明創造の内容は、先行技術と同一であると認定できる。

また、本特許権者の創業者は、請求人の現場エンジニアとして、設備メンテナンス、操作指導の業務に従事していたため、設備やその図面にアクセスする権限を有していた。反証がない限り、同特許権者が請求人の製品の設計資料または実物を知っていた可能性が高く、本特許権者の原始株主として、特許権者の研究開発活動に関与していた可能性が極めて高い。

以上のことから判断すると、特許権者は、出願日前に上記の先行技術の存在を認識していた可能性が高く、先行技術であることを認識していたにもかかわらず、特許出願を行った主観的な故意があったと認められる。

「専利審査指南」第2部分第1章第5節の規定に基づき、本特許の出願過程における先行技術の剽窃行為が確認されたため、本特許は「専利法実施細則」第11条の規定に適合しない。

「専利法実施細則」第11条および「専利法」第22条第2項の適用について

本特許の技術的解決手段は先行技術によって開示されているため、本特許請求の範囲が「専利法」第22条第2項の新規性に関する規定に適合しないことは明らかである。上記の無効理由が成立する状況下において、どの法律の規定を適用して審決を下すかが問題となった。

この点に関して、合議体は、特許法制度において、各規定はそれぞれの役割と機能を有すると判断した。立法目的に関する限り、「専利法」第22条第2項に規定された新規性は、技術革新と進歩を刺激するために、発明創造が先行技術と明確に区別されることを求めている。これに対し、「専利法実施細則」第11条は、特許制度における信義誠実の原則を具現化したものであり、特許出願人の行為の自律を図るとともに、特許出願における不誠実な行為を規制し、出願過程における虚偽行為を抑制し、真実の発明創造活動に基づく特許出願を促進することにより、特許業務の健全な秩序を効果的に維持し、特許の質を全体的に向上させることを目的としている。

本件において、まず、本特許の技術的解決手段は先行技術に属するものであって新規性を有せず、また、特許権者が特許出願時に当該技術が先行技術に属することを主観的に認識していたにもかかわらず、特許出願を行った行為は、「専利出願行為の規範化に関する規定」第3条第2号が定める先行技術の剽窃に該当し、信義誠実の原則を遵守せず、特許出願における虚偽があり、「専利法実施細則」第11条の規定に違反した。合議体はこのような状況では「専利法実施細則」第11条を優先的に適用し本特許権の全部無効を宣告すべきであるとした。

3. 事例分析と示唆

事例1は、復審手続きにおいて、信義誠実の原則が適用された典型的な事例である。本出願の実体審査過程において、審査官は、本出願が信義誠実の原則に違反したとは指摘せず、化合物の確認データおよび効果データの欠如による明細書の開示不十分と

いう欠陥のみを認定した。これは明細書自体に存在する固有の欠陥であり、試験データの補足によって改善および克服することはできないため、本出願は拒絶された。

復審手続きにおいて、合議体は、明細書の開示不十分に加え、復審請求人が提出した薬物臨床試験データが「中華人民共和国薬品管理法」および「薬品登録管理弁法（2020）」の関連規定に違反し、記載された臨床試験データが捏造された疑いがあると指摘し、これにより、信義誠実の原則に違反したと認定した。合議体は、本出願の明細書が開示不十分であることを理由に復審請求を却下できたにもかかわらず、さらに本出願が信義誠実の原則に違反する欠陥があると指摘した。

復審手続きにおいて、合議体は通常、拒絶査定根拠となった理由と証拠のみを審査し、特許出願を包括的に審査する義務を負わない。ただし、特許付与の質を向上させ、審査・承認手続きの不合理な長期化を避けるために、合議体は職権に基づいて、拒絶査定に記載されていない明らかな実体的欠陥を審査することができる。第一に、本件は復審手続きにおいて職権審査原則が適用された事例であり、合議体が本件を包括的に把握したことを反映している。第二に、これは特許付与の質を向上させるという現在の政策の傾向と要求に合致している。2008年に公布された「国家知識産権戦略綱要」は、「特許付与の条件に基づき、特許審査の手続きを整備し、審査の質を向上させる。非正常的な特許出願を防止する」と規定している。国家知識産権局長は、2025年全国知識産権局局長会議での活動報告（抜粋）において、2025年の知

的財産権業務の展開について、「(3)知的財産権の質の高い創造を強化するよう努力する。第一に、特許出願の質を大幅に向上させること。……根本から特許出願の質を向上させる……」と述べた。「専利法」第4次改正において、信義誠実の原則を導入した目的は、特許出願行為および特許権行使行為の適正化を図ることにある。本件は、類似事件において信義誠実の原則を適用する際の指針となるものと考えられる。

本件を通じて、以下のような示唆が得られる。

①明細書の十分な開示が求められる。特許出願書類を作成する際には、当業者が発明を実現できるように、明細書においてそれを明確かつ完全に記載しなければならない。この点は、特に化学分野の特許出願において重要である。化学は実験科学であり、多くの場合、化学発明の実施可能性は予測が困難であり、実験結果による実証が必要となる。したがって、化学発明の効果は通常、実験データによって説明される。本件の出願は新規化合物およびその製造方法の保護を求めるものである。これに対し、明細書には、当該化合物の化学名、構造式、または分子式を記載することに加え、保護を請求する化合物を明確に確認できるように、発明が解決しようとする技術的課題に関連する定性的または定量的なデータやスペクトルなどの化学的および物理的な性能パラメータも記載しなければならない。復審手続きにおいて、復審請求人は化合物の独立請求項を削除し、その製造方法のみを保護対象としたが、当該製造方法が新規化合物に関するものである以上、依然として当該化合物の確認データを開

示する必要がある。加えて、明細書には主張された技術的效果のみが記載され、それを証明するための具体的な試験または実験データが記載されていなかった。その結果、明細書の開示不十分を理由として復審請求が却下された。

②出願人が提供する試験データは、真実の発明創造活動に由来するものでなければならない。発明者が実施した実験については、オリジナルの実験記録を適切に保管しなければならない。将来必要になった場合、説明と証明のためにオリジナルの実験記録を提出することができる。臨床試験を実施する必要が生じた際は、「薬品管理法」および「薬品登録管理弁法(2020)」の関連規定に従って実施する必要がある。

③補足提出の実験データについては下記の示唆が考えられる。まず、「専利審査指南」第2部分第10章の規定に基づき、明細書の開示が十分であるか否かの判断の基準となる内容は、元の明細書および特許請求の範囲に記載された内容でなければならない。審査官は、発明が創造性を有すること、または明細書の開示が十分であることを証明または説明するために、出願日以降に出願人が補足して提出した実験データを審査すべきであるが、補足実験データが証明する技術的效果は、当業者が特許出願において開示された内容から得られるものでなければならない。したがって、出願書類を作成する際には、十分な開示および創造性の要件を満たすために、可能な限り十分な実験データを提供すべきである。

事例2は、無効審判手続きにおいて、信義誠実の原則が適用された典型的な事例であ

る。本件の審査において、合議体は、特許権者が特許出願過程において先行技術を剽窃する行為があると認定し、その判断基準として、第一に、本特許の発明創造の内容が先行技術と同一または高度に類似しているか否か、第二に、特許権者が特許出願の内容が先行技術であることを認識していたにもかかわらず、特許出願を行った主観的な故意があったか否かを示した。また、本特許請求の範囲で保護が求められた技術的解決手段は先行技術に属し、「専利法」第22条第2項の規定には適合しない。本件において、係争特許が「専利法実施細則」第11条および「専利法」第22条第2項の規定に適合しない状況下において、合議体は、両条項の立法趣旨、制度的機能、法的効果などの要素を総合的に考慮した上で、特許権者が特許出願時に信義誠実の原則に違反したとして、特許権の全部無効を宣告することを選択した。これは、合議体が特許出願において、信義誠実の原則に従い、真実の発明創作活動に基づくべきであることを提唱し、根本から特許付与の質を向上させようとする価値指向を体现するものである。

4. 要約と傾向

上記の事例からわかるように、中国における知的財産権保護の強化に伴い、特許実務における信義誠実の原則の適用がより広範かつ厳格化される傾向にある。信義誠実の原則の適用は、重複出願、虚偽陳述、悪意ある訴訟などの不誠実行為を抑制するだけでなく、特許付与の質を向上させ、イノベーション主導型発展戦略の実施を促進することにも寄与する。

著者プロフィール：

郭広迅先生は1993年に青島大学応用化学専攻で学士号を、1996年に北京工商大学精密化学専攻で修士号を、2004年に香港大学法学部専攻で法学修士号をそれぞれ取得した。

1996年から2006年にかけて、中国特許代理（香港）有限公司に勤務し、渉外特許代理の業務に従事し、同社化学部次長を務めた。2007年1月から当社にパートナーとして加入した。業務範囲は化学、化学工業、高分子化学、医学、医学材料と設備、薬物と薬物化学、農業化学品、洗剤、化粧品、製紙技術などの分野に及んでおる。特許出願書類の作成、審査意見の応答、拒絶査定不服審判、無効審判などに豊富な経験を持っている。

中国国家知識産権局、2024年度の商標異議・審判典型事例を発表(上)

知的財産権の源流保護を強化し、商標審査の質と効率を向上させ、健全な商標登録環境と公平な市場競争秩序を整備するために、国家知識産権局は2025年4月26日、2024年度の商標異議・審判十大典型事例を発表した。

1. 第70283061号「L'OIE DES LANDES」商標異議事件

【事案の概要】

異議申立人：フランス国立原産地・品質研究所

異議申立対象者：〇〇貿易（上海）有限公司

申立人の主な理由：異議申立対象商標の登録は「商標法」第10条第1項第7号および第16条第1項の規定に違反している。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。異議申立対象商標は肉、魚（活魚以外）、肉缶詰などの商品に指定使用される。異議申立人が提出した証拠により、「VOLAILLES DES LANDES」（ランド産の家禽）がフランス肉製品の地理的表示であることが立証された。「LANDES」はフランスの地名「ランド」を指し、世界的に有名なカモ・ガチョウのフォアグラの産地である。ランド産のガチョウは優良な肉用種として知られ、中国国内のメディアによる広範な宣伝により、中国の公衆に広く認知されている。異議申立対象商標のフランス語の意味は「ランド産のガチョウ」であり、上記のフランスの地理的表示と意味的に類似している。異議申立対象

者が当該地域に由来しないことから、対象商標が登録され、肉などの商品に使用すれば、公衆に誤認させ、他の指定商品に使用すれば、商品の品種や原産地について消費者の誤認を招いてしまう。「商標法」第10条第1項第7号および第16条第1項の規定に基づき、異議申立対象商標の登録を認めない。

【典型的意義】

本事件は、「商標法」第16条第1項を正確に適用し、外国の地理的表示を平等に保護した典型事例であり、商標主管機関が良好なビジネス環境の整備に向け、悪意を持って外国の地理的表示の名声を利用し、公衆に誤認させる行為に対し、厳しく取り締まり、信義誠実を重んじる健全な商標登録秩序を維持する決意を反映している。

2. 第59554235号「阿波羅（アポロ）」商標異議事件

【事案の概要】

異議申立人：〇〇スマート技術会社

異議申立対象者：〇〇科技有限公司

申立人の主な理由：異議申立対象商標は異議申立人の先の登録商標と類似し、類似商品に使用される類似商標に該当し、「商標法」第30条の規定に違反している。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。異議申立対象商標である「阿波羅」は第9類アニメ作品、半導体製品に指定使用される。異議申立人が引用した第56097092号「APOLLO AIR」などの先の登録商標は、第9類アニメ作品、半導体、電子チップなどの商品での使用が許可されている。引用商標の「AIR」は関連業界でプロジェクトの特徴を説明する際によく使用される表現であり、その

顕著性は比較的に弱い。異議申立対象商標と引用商標の主要部分である「APOLLO」は発音が類似し、意味的に対応し、さらに関連商品の機能、用途、販売場所、販売経路などが基本的に同一であることから、類似商品に使用される類似商標に該当する。対象商標の登録および使用は消費者の商標混同や誤認を招いてしまう。よって、異議申立対象商標の登録を認めない。

【典型的意義】

新興技術分野での知的財産権保護において、商標審査業務は業界動向と緊密に連携し、従来の商標類似性の判断基準にとどまらず、新興技術分野において商標が担う特殊な技術的意味や市場影響力を十分に考慮することにより、企業のイノベーション成果に対する法的保護を強化し、新種の生産力の関連産業の高品質かつ持続可能な発展を後押しした。

3. 第71344960号「太行泉城」商標異議事件

【事案の概要】

異議申立人：〇〇日報社

異議申立対象者：〇〇農業会社

申立人の主な理由：異議申立対象商標の登録は「商標法」第10条第1項第7号の規定に違反している。

異議申立対象者は規定期間内に答弁しなかった。

審査の結果、商標局は以下のように判断した。異議申立対象商標はミネラルウォーター（飲料）などの商品に指定使用される。「太行泉城」は邢台市が独自の歴史文化や自然資源を基盤に構築した都市ブランドである。邢台市人民政府および異議申立人による広範

な宣伝・普及活動により、広く認知されている。異議申立対象商標は当該都市ブランドの文字表記と完全一致し、かつ異議申立対象者が邢台市に所在することから、対象商標の使用により、同商標が邢台市人民政府の認可を得たと公衆に誤認させ、商品の品質や信用などの特徴について誤解を招いてしまい、「商標法」第10条第1項第7号の規定に違反している。よって、異議申立対象商標の登録を認めない。

【典型的意義】

本事件は、「欺瞞性」条項を正確に適用し、都市ブランドを適切に保護した典型事例である。「商標法」第10条第1項第7号は絶対的拒絶理由に関する条項であり、商品・サービスの特徴および原産地の2つの側面で誤認を生じさせる登録行為を規制対象とする。都市ブランドは顕著な品質特徴を有しており、本事件では品質特徴の観点から分析し、「商標法」第10条第1項第7号を正確に適用することで、悪意を持って都市ブランドを登録し、公共の利益を害する行為を厳しく取り締まり、都市ブランドの構築に堅実な法的保障を提供した。

続く

出典：中国知識産権報

商標審査の新たな規則について

最近、商標審査分野において、一連の調整と新たな要件が導入された。これらの変更は出願人の権益および出願プロセスに密接に関わるものであり、商標関連業務が円滑に進み、書類不備による遅延や差し戻しを防ぐよう、商標の出願・管理業務をサポートするために、以下の重要情報を整理し、詳細化した。

1. 台湾自然人の委任状署名要件の更新

これまでの商標業務手続きにおいて、台湾自然人が委任状を提出する時、個人印鑑を使用することが一般的であったのに対し、現在では、委任状には必ず本人直筆の署名が必要となり、個人印鑑のみの場合は審査部門から補正を求められる可能性がある。

2. 香港企業の主体資格書類への押印要件

これまでの商標業務手続きにおいて、香港企業が会社登録証明書や商業登記証などの主体資格証明書類を提出する際、公印の押印は必須ではなかったのに対し、現在では、公印が押印されていない上記の書類について、審査部門から補正を求められる可能性がある。

3. 外国企業の商標代理委任状の署名規範

外国企業が商標業務を取り扱う際の代理委任状について、新たな署名規範が適用された。これまで、外国企業の押印のみで委任状の効力を確認するケースもあったが、現在では、この方法は審査要件を満たさなくなった。外国企業の商標代理委任状は、押印のみで法的効力を確認することはできず、

関係責任者の署名が必要となった。実際の事例では、責任者の署名なしで押印のみの委任状が審査部門から補正を求められたケースが発生している。このような問題を避けるために、外国企業は委任状に署名する際、関係責任者を明確に指定する必要がある。

4. 登録商標の連続3年不使用による取り消し請求（不使用取り消し請求）の資料に関する新たな要件

これまでの不使用取り消し請求手続きにおいて、請求人はウェブページのスクリーンショットなどの初歩的な説明資料を提出するだけで手続きを開始でき、主たる立証責任は商標登録者に課されていた。この「軽い立証責任」は実務上、悪意ある不使用取り消し請求行為を頻発させ、行政審査の負担を増大させるとともに、正常な商標管理秩序を乱している。より公平な立証責任体系を構築するために、2025年より不使用取り消し請求の資料要件が大幅に改定され、請求人は以下の具体的な内容を含む補正通知を受け取るようになった。

関連事項の申告および誓約：請求人は、取り消し案件に関連する新規商標出願・拒絶査定復審事項を提出する必要がある。関連事項がない場合、請求人と代理機関は誓約書を提出し、捺印（署名）する必要がある。誓約書には、国家知識産権局に対し真の取り消し請求人およびその他の重要な事実を隠匿せず、申告事項および提供資料が真実、正確かつ完全であることを明確に誓約する必要がある。

証拠補完および誓約：請求人は、係争商

標の連続3年不使用に関する状況を追加説明するとともに、登録者名称、商標名称、商標名称＋指定商品・サービス名称などのキーワードをそれぞれ個別に検索した完全表示結果、総合オンラインプラットフォームおよび指定商品・サービス関連業界サイトにおける商標パターンの検索調査証拠を補足して提出し（請求人の住所と係争商標登録者の住所が同じ地域の場合、現地調査証拠を提出すること）、さらに、捺印（署名）済みの誓約書を提出し、補足説明および提供資料が真実、正確かつ完全であることを誓約する必要がある。

情報補完：請求人は、係争商標の連続3年不使用に関する状況、取り消し請求対象となる商標の登録者の基本情報（事業範囲・業務内容、営業状態・存続状況、商標登録状況など）を追加説明する必要がある。

これらの変更は、国家知識産権局が不使用取り消し請求における立証責任を調整し、商標登録者が主たる立証責任を負うという従来の方式を根本的に打破したことを示している。最新の規定に基づき、不使用取り消し請求人は自ら多角的・多面的な初步的調査証拠を提出し、十分かつ詳細な資料で取り消し請求対象となる商標の「連続3年不使用」の客観的状态の存在を証明することが求められる。証拠が不足していたり、曖昧であったり、関連性が不十分であったりする場合、請求人は補正通知を受けることになる。

本改革は、請求人の立証ハードルを引き上げることにより、悪意ある不使用取り消し請求行為を的確に取り締まり、商標登録・使用分野における市場秩序と公正な競争環境

の維持に全力で取り組んでいる。不使用取り消し請求人にとって、新たな規定によれば、法定基準に適合し、書類不備による手続き上のリスクを回避し、不使用取り消し請求の円滑な推進を保障するために、書類準備作業に対してより厳密な姿勢が求められ、新たな要件に厳密に照らし合わせ、証拠を包括的かつ体系的に収集・整理し、証拠チェーンが完全で、論理的に厳密であることを確保しなければならない。

春の古き趣を探り、花と緑を楽しむーPanawell春の社員旅行レポート

春の光が柔らかく広がり、万物が生き生きと息吹を返し、旅行にちょうど良い季節です。先週、当社はひと味違う春の社員旅行を企画し、社員たちが忙しい仕事から離れ、自然に親しみながら古き趣を探る旅へと出発しました。

4月18日：泰安到着 古き趣を探る旅の始まり

朝早く、北京南駅に朝日が降り注ぐ中、元気に満ちあふれた社員たちが集まり、興奮と期待に胸を膨らませて泰安行きの列車に乗りました。列車がゆっくりと動き出すと、車内は笑顔に包まれ、社員たちが今回の旅への期待を語り合い、2時間余りの車中での時間は、和やかで楽しい雰囲気の中、あっという間に過ぎていきました。

泰安到着後、しばらく休憩すると、一行は待ちきれない様子で有名な観光地・岱廟へ向かいました。古代皇帝が泰山の神を祀った神聖な場所である岱廟は、泰山文化の象徴的存在です。古朴で典雅な建築が立ち並ぶ境内に足を踏み入れると、そのたたずまいが社員たちを瞬時に歴史の流れの中へ引き込みました。一石一瓦に深い歴史の重みが宿り、一梁一柱が過去の栄光を静かに物語っています。社員たちはガイドについていき、精巧な建築や貴重な碑刻を鑑賞しながら、ガイドの説明に耳を傾け、時空を超えて伝わる物語に耳を澄ませるうち、岱廟が持つ歴史的背景や文化的意義への理解が深

まり、まるで古代皇帝たちと共に泰山の神聖さと荘厳さを体感するかのようでした。



4月19日：泰山登山 雄大で美しい山河を鑑賞する旅

泰山は古くから「五岳の筆頭」と称され、雄大で壮麗な自然景観と深い文化的背景で広く知られています。この日、社員たちは泰山の麓に集まり、この意義深い登山の旅を始めました。



バスで中天門に到着すると、泰山の雄大で壮麗な姿がはっきりと目の前に広がりました。中天門でしばらく休憩した後、社員たちは二手に分かれ、チーム1は勇気を奮い起こし、自分の限界に挑んで徒歩で南天門まで登ることに、チーム2はロープウェイを利用し、異なる視点から泰山の美しさを堪能することにしました。



くねくねとした石段を、登山チームが一步一步確実に進んでいきました。道のりは厳しく、汗で衣服がびしょりと濡れても、互いに励まし合いながら歩を進め、笑い声が絶えませんでした。急勾配の石段や陰しい山容も、彼らの頂上を目指す決意を揺るがすことはありませんでした。ついに全員が南天門に到達し、高みから連なる山々を見下ろすと、

今までにない達成感と誇りが胸に広がりました。一方、ロープウェイを利用したチームは、空中から雄大で美しい泰山を眺めながら、自然が生み出した造形美を楽しみ、思わず息をのむ光景に深く感動しました。



南天門で一息ついた後、2つのチームが合流し、玉皇頂を目指して進みました。玉皇頂の上に立って遠くを見渡すと、壮麗な絶景が広がり、疲れが一瞬で消え去りました。「岱宗 夫れ如何、齊魯 青 未だ了らず」と杜甫の詩が頭に浮かぶこの瞬間、社員たちは歴史の鼓動に触れたかのように、泰山が背負う数千年の文化と精神を深く感じ取り、古代の人々がこの山に抱いた畏敬と賛美の念に共鳴しました。

4月20日：曲阜三孔 儒教文化を体感する旅

文化の香りが漂う古都・曲阜は、孔子の故郷であり、儒教文化の発祥の地です。ここには世界的に名高い孔廟、孔府と孔林があります。

孔子を祀る聖地である孔廟は、中国古代建築芸術の傑作です。門をくぐると、高い赤い壁や威風堂々とした古建築が目に見え、厳かで神聖な雰囲気になりました。社員たちは大成殿や杏壇などの名所を順に見学しました。どの建築にも古代職人の知恵と心血が込められ、一つひとつの文物が

歴史の変遷を物語っています。孔子の子孫が代々暮らした孔府では、貴重な文物や歴史的遺跡が数多く保存されており、精緻な家具調度から古書画・典籍まで、孔子一族の輝かしい歴史と深い文化的教養を今に伝えています。孔林は、孔子とその子孫の墓地として、古木が天を衝き、静寂に満ちた環境が広がっています。散策していると、儒教文化の源遠流長と、時代を超えて息づく生命力を感じずにはいられませんでした。これらの光景を見て、社員たちは単に古代建築や墓葬芸術の魅力を堪能するだけでなく、儒教文化が中国の歴史発展においていかに重要な役割を果たし、深遠な影響を与えてきたかを実感しました。



曲阜での旅を終えた社員たちは、G322列車に乗り、曲阜東駅から北京南駅へと帰途につきました。車内では、社員たちがこの数日間の充実した旅を振り返り、感想や収穫を分かち合いました。多少の疲れはあったものの、全員の顔には満足感と喜びの笑みが浮かんでいました。

今回の社員旅行は、自然の中で心身をリフレッシュし、仕事のストレスを解消するだけでなく、歴史の流れの中から知恵と力を得る機会となりました。古き趣を探る過程で、チームメンバー同士の絆が一層深まり、結束力と団結力が高まりました。今後、社員たちはより一層の情熱と意欲を持って協力し合い、当社のさらなる発展に向け、新たな輝かしい成果を共に創り上げてまいります。

米国知的財産法協会の2025年春季大会及び国際商標協会 (INTA) 2025年年次総会に参加

アメリカ・ミネアポリスで5月13日から15日にかけて米国知的財産法協会 (AIPLA) の2025年春季大会が開催された。当事務所のパートナー弁護士楊文泉及び王勇が同大会に参加した。大会後に現地クライアントの事務所を訪問した。



2025年5月17日から21日にかけて米国サンディエゴで国際商標協会（INTA）2025年年次総会が開催された。INTA年次総会は世界中の知財関係者が一堂に会する世界最大級の商標分野のイベントである。1万人以上の商標弁護士、ブランドオーナー、知的財産の専門家が参加した。当事務所のパートナー弁護士楊文泉、王勇および郭広迅も同大会に参加し、世界中から集まる知的財産の専門家や商標弁護士と最新の知的財産サービスやテクノロジー、業界のトレンドについて意見交換が行われた。長期的な信頼関係を構築し、業務提携を深めるために、大会後に現地クライアントおよび取引先の事務所を訪問した。



北京泛華偉業知識産権代理有限公司
〒10020北京朝阳区朝阳门外大街16号
中国人寿ビル10階1002-1005室
電話：86-10-8525 3778
FAX：86-10-8525 3671
Email：mail@panawell.com
Website: www.panawell.com
LinkedIn: Panawell & Partners



編集：黄娜、王嵐、王珍珍、趙晓輝
訳審：王珍珍、趙亜芝、金丹
レイアウト：董順順